

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県特定調達契約苦情検討委員会設置要綱の一部改正

（県例規集登載）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定

○ 特定調達に関する苦情の処理手続要領の一部改正

○ 特定調達に関する苦情の処理手続要領

○ 特定調達に関する苦情の受付及び処理の

○ 則の一部改正

○ 特定調達に関する苦情の受付及び処理の

○ 〃

○ 〃

会計課

健康推進課

〃

長寿社会課

〃

防災砂防課

会計課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

状況の公表方法についての一部改正

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 〃

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

○ 一般競争入札の実施

○ 平成二十六年調理解師試験の実施

○ 平成二十六年製菓衛生師試験の実施

○ 平成二十六年毒物劇物取扱者試験の実施

○ 平成二十六年登録販売者試験の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 〃

○ 一般競争入札の実施

県民生活交通課

〃

〃

情報政策課

〃

生活衛生課

〃

医薬安全課

〃

建築指導課

〃

用度課

◎岡山県告示第二百七十五号

岡山県特定調達契約苦情検討委員会設置要綱（平成八年岡山県告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一条中「政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号。以下「協定」という。）」を「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束」に改め、「協定第二十条六の規程に基づき」を削る。

第三条中第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

第六条に次の一項を加える。

5 委員会の議事は、議事録に記録するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所在地	指定年月日
医療法人 社団新風会 玉島中央病院	倉敷市玉島阿賀崎二一〇一	平成二十六年四月一日
くるみ薬局	瀬戸内市邑久町山田庄二二二一	平成二十六年五月一日
赤磐市訪問看護ステーションベル	赤磐市松木六三六一	平成二十六年五月一日

◎岡山県告示第二百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

医療法人 社団新風会 玉島中央病院

所在地

倉敷市玉島中央町一―四―八

辞退年月日

平成二十六年三月三十一日

◎岡山県告示第二百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	更新年月日
医療法人もろおかクリニク	瀬戸内市邑久町北島四九二一	平成二十六年五月一日
虹の薬局ちどり店	倉敷市水島西千鳥三二一ノバシテイ第一ビル	平成二十六年五月一日
おかやま薬局総社店	総社市岡谷二二一四	平成二十六年五月一日
金光薬局邑久店	瀬戸内市邑久町北島四九四一	平成二十六年五月一日

平成26年5月9日 岡山県公報 第11582号

◎岡山県告示第二百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

特別養護老人ホーム高瀬Ⅱ

2 開設場所

岡山県真庭市中島三八〇番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人恵神会

2 所在地

岡山県真庭市組三七〇番一

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一一八五

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

平成26年5月9日 岡山県公報 第11582号

◎岡山県告示第二百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十八条第一項第一号及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム 飛鳥の里三清荘

2 所在地

岡山県笠岡市関戸八三七―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人経山会

2 所在地

岡山県総社市久米四八番地の一

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇八八〇

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護老人福祉施設

介護予防短期入所生活介護

平成26年5月9日 岡山県公報 第11582号

◎岡山県告示第二百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーきびじ

2 所在地

岡山県総社市門田八五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

岡山西農業協同組合

2 所在地

岡山県倉敷市玉島八島一五一〇一

三 廃止年月日

平成二十六年五月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇四九六

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成26年5月9日 岡山県公報 第11582号

◎岡山県告示第二百八十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

呼松地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市呼松一丁目一〇一六番	一〇一七番	一号
〃	〃	二号
呼松字王子一〇〇六番一	〃	三号
〃	〃	四号及び五号
〃	〃	六号
〃	〃	七号及び八号
呼松一丁目九八五番一	〃	九号
〃	〃	十号
〃	〃	十一号
〃	〃	十二号

◎岡山県告示第二百八十三号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十六年四月三十日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高梁市落合町近似二八五番地一	住 所	売 り さ ば き 人
本多 聰裕	氏 名	
高梁市落合町近似二八五番地一		売 り さ ば き 場 所

◎岡山県告示第二百八十四号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により岡山県収入証紙売りさばき人を平成二十六年四月三十日付けで次のとおり指定した。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高梁市落合町近似二八五番地一	所在地	売りさばき人	売りさばき場所
株式会社本多組 表取締役 本多 茂 代	名称及び代表者の氏名		高梁市落合町近似二八五番地一

◎岡山県告示第二百八十五号

特定調達に関する苦情の処理手続要領（平成八年岡山県告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第一中「政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号。以下「協定」を「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」に改める。

第三の1本文中「協定」を「協定等」に、「苦情」を「書面により苦情」に改め、同1ただし書中「協定」を「協定等」に改める。

第四の2中「県の休日」を「岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日（「休日」という。）」に改め、同四の4中「県の休日」を「休日」に改める。

第五の3中「第六の5」を「第六の6」に改める。

第六の1中「協定」を「協定等」に、「委員会に」を「書面により委員会に」に改め、同六の9の三中「委員会は、」の下に「調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、」を加え、「供給者」を「当該者」に改め、同9を同六の10とし、同六中8を9とし、同六の7の十三中「苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の」を「その」に改め、同7の十四を次のように改める。

十四 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならぬ。

第六中7を8とし、同六の6の一中「十日」を「十二作業日」に改め、同6の四ただし書を削り、同6の五を次のように改める。

五 四の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、

機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに、直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。この場合において、委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

第六の6に次のように加える。

六 五の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

第六中6を7とし、3から5までを一つつ繰り下げ、同六の2中「七作業日」を「十作業日」に改め、同2の二中「協定」を「協定等」に改め、同2を同六の3とし、同3の前に次のように加える。

2 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

第七の1から3まで中「協定」を「協定等」に改め、同七の7中「当該当局」を「当該執行当局」に改め、同7を同七の8とし、同七中6を7とし、5を6とし、4を5とし、同5の前に次のように加える。

4 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は、少数意見を報告書に付記することができる。

第八の2中「その旨」を「その決定の結果及び理由」に改め、同八の3の一中「第六の9」を「第六の10」に改める。

第十中「協定」を「協定等」に、「文書を保管し」を「文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存し」に改める。

第十一中「協定」を「協定等」に、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件（平成二十四年総務省告示第十四号）」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百八十六号

特定調達に関する苦情の処理手続要領細則（平成十一年岡山県告示第四百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1の(2)中「いずれからも」の下に「、書面による通知をもつて」を加える。
2を削り、3を2とする。

4の(2)中「七作業日」を「十作業日」に、「第六の2」を「第六の3」に、「七日間」を「十日間」に、「7作業日」を「十作業日」に改め、4の(3)中「岡山県特定調達契約苦情検討委員会事務局」を「岡山県特定調達契約苦情検討委員会」に改め、4の(4)中「第六の5」を「第六の6」に改め、4の(7)のイ中「第六の7の八」を「第六の8の八」に改め、同(7)のロ中「第六の7の六」を「第六の8の六」に改め、同(7)のハ中「第六の7の八」を「第六の8の八」に改め、4の(8)中「第六の7の十」を「第六の8の十」に改め、4の(9)中「第六の7の十六」を「第六の8の十六」に改め、4の(10)中「第六の8」を「第六の9」に改め、4の(11)中「第六の9の一」を「第六の10の一」に改め、4の(12)中「第六の9の三」を「第六の10の三」に改め、4を3とし、3の次に次のように加える。

4 検討の結果及び提案

要領第七の1及び2の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会
が別に定める。

5を削り、6を5とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百八十七号

特定調達に関する苦情の受付及び処理の状況の公表方法について（平成十一年岡山県告示第四百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

2の(1)中「委員会」を「岡山県特定調達契約苦情検討委員会」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

〔二二二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人金光教平和活動センター

三 代表者の氏名

竹部 晴雄

四 主たる事務所の所在地

浅口市金光町大谷三三八番地

五 定款変更の内容

1 主たる事務所の所在地を次のように改める。

岡山県浅口市金光町大谷三三八番地

2 第五条中「収益」を「利益」に改める。

3 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない旨の規定を加える。

4 第二十五条及び第四十六条中「収支予算」を「活動予算」に改める。

5 第二十五条中「収支決算」を「活動決算」に改める。

6 第二十五条及び第四十一条中「収入」を「収益」に改める。

7 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすこととする。

8 7の場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならないこととする。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- 9 第四十一条中「設立当初」を「設立の時」に改める。
- 10 第四十七条中「収入支出」を「収益費用」に改める。
- 11 第五十条中「収支計算書」を「活動計算書」に改める。
- 12 定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 13 第五十四条及び第五十五条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。
- 14 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産の帰属先を、財団法人金光教徒社から総会において定めた法人に改める。

平成26年5月9日 岡山県公報 第11582号

〔二一三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やまさくら

三 代表者の氏名

山本 稔

四 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町打穴里一六四四番地一

五 定款変更の内容

新たにその他の事業として、発電及び売電に関する事業を行うこととする。

〔二一四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人紫葛の会

三 代表者の氏名

長澤 智一

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区岩田町五番二〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、心身の障害及び生き辛さを抱える人に対して、それぞれの個性を大切にし、その人らしく活動できる場を提供し、共に生産活動、創作活動などを行う。そのことにより、心身の障害及び生き辛さを抱える人の社会参加と社会復帰の推進を図り、参加する者の心の健康増進を図ることにより、保健福祉の発展に寄与することを目的とする。

〔二一五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 件名及び数量

岡山情報ハイウェイ光線路監視システム更新に係る賃貸借業務 1式

(2) 件名の特質等

入札説明書及び岡山情報ハイウェイ光線路監視システム更新に係る賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

平成26年9月1日（月）から平成31年8月31日（土）まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本業務に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守に要する費用の総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに平成26年度に果が差注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有する者で、格付区分がAであること。

岡山県公報 第11582号 平成26年5月9日

- (2) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
 - (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請手続
この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
申請書の入手先、提出先及び問合せ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 086-226-7537（直通）
 - 4 入札手続等
 - (1) 入札説明書等の交付の場所、問合せ先並びに契約条項を示す場所
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班
電話 086-226-7265（直通）
電子メールアドレス joh@pref.okayama.lg.jp
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
平成26年5月9日（金）から同月28日（水）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をい

平成26年5月9日 岡山県公報 第11582号

う。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

①一般競争入札(条件付)参加申出書

②納入予定物品構成表

ア 提出期間

平成26年5月9日(金)から同年6月10日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便又は信書便によるものに限る。以下5(2)において同じ。)

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成26年6月20日(金) 午前10時
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便(封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒

第11582号 岡山県公報 平成26年5月9日

に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り、(1)の日時の前日の午後5時までには到着するよう郵便等により送付すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。)第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札(条件付)参加申出書及び納入予定物品構成表を提出した者は、5(1)の日時の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Okayama Information Network Remote Fiber Test System Fiber Test System Lease

Service in accordance with the Replacement : 1 set

(2) Lease period

From 1 September, 2014 through 31 August, 2019

(3) Time limit of tender :

10 : 00 AM 20 June, 2014

(4) Contact point for notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama

Prefectural Government, 2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken,

700-8570, Japan

TEL : 086-226-7265

〔二一六〕調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第一項の規定による平成二十六年調理解師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時及び場所

1 日時 平成二十六年八月二十一日（木曜日）
十時三十分から十二時三十分まで

2 場所 岡山県総社市窪木一一一 公立大学法人岡山県立大学

二 試験科目

- 1 食文化概論
- 2 衛生法規
- 3 公衆衛生学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 食品学
- 7 調理理論

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者をいう。）であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する次のいずれかに該当する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事したもの

- 1 寄宿舎、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- 2 飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業

四 受験願書受付期間

持参による場合は、平成二十六年六月十六日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵送又は信書便による場合は、同月十六日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ直接提出すること。ただし、平成二十五年度に岡

山県が実施した調理師試験の受験願書を提出した者は、(2)から(4)までの書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として六千二百円相当額の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 高等学校の入学資格を有することを証する書類 一通

(4) 調理業務従事証明書 一通

(5) 写真票 一通

写真票に出願前六月以内に撮影した写真(上半身、正面、脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの)を貼り付けること。

2 県外居住者にあつては、1(1)から(5)までに掲げる書類を次の提出先に持参又は郵送若しくは信書便により提出すること。ただし、平成二十五年度に岡山県が実施した調理師試験の受験願書を提出した者は、1(2)から(4)までの書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

1 平成二十六年九月十日(水曜日)午前九時、岡山県庁北側公示板及び各保健所において合格者の受験番号を発表する。また、岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>)においても合格者の受験番号を発表する。

2 合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

1 受験者には、受験票を交付する。

2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課生活営業指導班(電話〇八六一二二六一七三三五)に問い合わせること。

3 郵送による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼った返信用封筒(A四サイズ)の用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封して行うこと。ま

た、受験願書等は、六一の岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

〔二一七〕製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定による平成二十六年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時及び場所

1 日時 平成二十六年八月二十一日（木曜日）
十時三十分から十二時三十分まで

2 場所 岡山県総社市窪木一一一 公立大学法人岡山県立大学

二 試験科目

- 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品衛生学
 - 4 栄養学
 - 5 食品学
 - 6 製菓理論及び実技に関すること。
- ただし、職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定（五1(6)において「技能検定」という。）に合格した者は、試験科目のうち6の免除を受けることができ、当該免除を受けた場合の試験時間は、一1にかかわらず、十時三十分から十二時までとする。

三 受験資格

次のいずれかの条件を満たす者

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者をいう。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

3 製菓衛生師法の施行の日（昭和四十一年十二月二十六日）において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、三年を

超えて菓子製造業に従事したもの

四 受験願書受付期間

持参による場合は、平成二十六年六月十六日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵送又は信書便による場合は、同月十六日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ直接提出すること。ただし、平成二十五年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千五百四十円相当額の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 高等学校の入学資格を有することを証する書類（三二に該当する者に限る。）
一通

(4) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証明書（製菓衛生師養成施設在学中の者は、一年以上かつ製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）第十八条第一号イの必修科目の授業時間数（千二十時間）以上を履修した旨の証明書）又は製菓業務従事証明書 一通

(5) 写真票 一通

写真票に出願前六月以内に撮影した写真（上半身、正面、脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの）を貼り付けること。

(6) 技能検定の合格証書の写し（二のただし書に該当する者に限る。） 一通

2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先へ持参又は郵送若しくは信書便により提出すること。ただし、平成二十五年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、1(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

1 平成二十六年九月十日（水曜日）午前九時、岡山県庁北側公示板及び各保健所において合格者の受験番号を発表する。また、岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）においても合格者の受験番号を発表する。

2 合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

1 受験者には、受験票を交付する。

2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課生活営業指導班（電話〇八六一二二六一七三三五）に問い合わせること。

3 郵送による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの（を同封して行うこと。また、受験願書等は、六１の岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

〔二一八〕毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する平成二十六年年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成二十六年八月二十二日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

総社市窪木一一一

公立大学法人岡山県立大学

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質、識別、貯蔵その他取扱方法

四 受験願書

試験を受けようとする者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十二号）第六条の規定により、毒物劇物取扱者試験受験願書（以下「受験願書」という。）（岡山県保健福祉部医薬安全課及び県内の各保健所（支所を除く。以下同じ。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページからダウンロード可能）一通（出願前六月以内に撮影した正面、上半身脱帽、縦六センチメートル、横四センチメートルの写真を受験願書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験願書受付期間

平成二十六年六月二十日（金曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外に住所を有する者で郵便又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

1 受験手数料として一万七百二十円相当額の岡山県収入証紙を受験願書に貼り付け

て納付すること。

2 受験願書は、住所地为管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外に住所地为有する者は、次の場所へ直接提出することとし、郵便又は
信書便による場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

3 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

4 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものにつ
いては、受験願書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合、
受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、平成二十六年九月十二日（金曜日）午前十時に岡山県庁北
側公示板及び県内の各保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 受験について詳しいことは、最寄りの保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ
問い合わせること。

〔二一九〕薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の四第一項の規定による試験を次のとおり実施する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成二十六年八月二十日（水曜日）午前十時から午後三時三十分まで

二 試験場所

岡山市北区いずみ町二丁目一番三号

岡山県総合グラウンド 桃太郎アリーナ

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験申請書類

1 受験申請書

試験を受けようとする者は、薬事法施行細則（昭和三十九年岡山県規則第五号）第四条の規定による登録販売者試験受験申請書（以下「受験申請書」という。）（岡山県保健福祉部医薬安全課、岡山県が設置する各保健所（支所は除く。以下「保健所」という。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページからダウンロード可能）一通（申請前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦五センチメートル、横四センチメートルの写真を受験申請書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

2 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百五十九条の五第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

五 受験申請書受付期間

平成二十六年五月二十六日（月曜日）から同年六月六日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外居住者で郵便又は信書便による場合は、同

日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

1 受験手数料として一万四千二百二十円相当額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。

2 受験申請書は、保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は次の場所へ直接提出することとし、郵便又は信書便による場合は書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

3 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

4 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものについては、受験申請書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、平成二十六年十月七日（火曜日）午前十時に岡山県庁北側公示板及び保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 受験について詳しいことは、保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ問い合わせること。

平成26年5月9日 岡山県公報 第11582号

〔二二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字国府一七一五―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市沖新町二三―二（メゾンシヤルマン二〇三号）

国府 聖二

三 許可番号

岡山県指令建指第四三五号

平成26年5月9日 岡山県公報 第11582号

〔二二一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一三三八―六、一三三八―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

笠岡市西大戸八三四―四

川内 一敏

三 許可番号

岡山県指令建指第四四六号

岡山県公報 第11582号 平成26年5月9日

〔二二二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年五月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
壁せん断試験機 1式
- (2) 購入物品の特質等
- (3) 購入説明書及び機器規格仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 納入期限
平成27年2月27日（金）

(5) 納入場所
納入説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

岡山県公報 第11582号 平成26年5月9日

い者

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成26年6月12日(木) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年5月9日(金) から同年6月12日(木) まで(県の休日(岡山県の休日)を除く。)
日を決める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日(いう。)を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて直接交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

ア 郵便又は信書便による場合

(イ) 提出期限

平成26年6月18日(水) 17時

平成26年5月9日 岡山県公報 第11582号

(1) 場所

(1)の場所

イ 持参による場合

(7) 受領日時

平成26年6月19日(木) 13時10分(この時刻の前後においては、入札書を受け付けない。)

(1) 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成26年6月12日(木) 17時までに、4(1)の場所に提出(郵送によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第133条の規定により免除する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

平成26年5月9日 岡山県公報 第11582号

で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 平成26年度特別電源所在県科学技術振興事業補助金により購入するため、文部科学省の交付決定があるまで落札決定を保留する。また、交付決定されない場合は契約を締結しない。

(8) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

In-Plane Shear Testing Machine 1 Unit

(2) Delivery date :

By 27 February (Friday) , 2015

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:10 P.M. 19 June (Thursday) , 2014

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division, 2-4-6 Uchisange Kita-ku Okayama-shi, Okayama

—ken, 700-8570 Japan

TEL 086-226-7540